

日本イギリス哲学会 第56回 関西部会例会

日 時：2017年7月22日（土）13:00～17:15

場 所：キャンパスプラザ京都 京都大学サテライト講習室（6階・第8講習室）

交通アクセスは裏面の図でご確認ください。

報 告 1：13:10～14:15（討論を含む）

報 告 者：澤田和範（京都大学大学院 文学研究科 博士後期課程）

題 目：ヒュームにおける「一般規則」の発生論的解釈

報 告 2：14:30～15:45（討論を含む）

報 告 者：甲田 太郎（京都大学大学院 経済学研究科 博士後期課程）

題 目：キリスト教知識普及協会と風紀改良協会の関係性から見たマンデヴィル

報 告 3：16:00～17:15（討論を含む）

報 告 者：鶴殿 慧（京都府立医科大学）

題 目：認識論上の責任は反省的意識の働きに依存するか？

—ヒュームの視点からの責任論—

なお、各研究報告の要旨は、添付の別紙をご覧ください。

例会の後、簡単な懇親会を予定しております。こちらにもどうぞお気軽にご参加ください。

また、本年度12月の部会報告をご希望の方は、以下の担当者あるいは事務局までお申し出ください。

関西部会担当

久米 暁（関西学院大学、[exkume\[at\]kwansei.ac.jp](mailto:exkume@kwansei.ac.jp)）

竹澤 祐丈（京都大学、[Takezawa\[at\]econ.kyoto-u.ac.jp](mailto:Takezawa@econ.kyoto-u.ac.jp)）

*[at]を@に直して下さい

<会場案内>

キャンパスプラザ京都 京都大学サテライト講習室（6階・第8講習室）

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る

（ビックカメラ前、JR 京都駅ビル駐車場西側）

TEL 075-353-9111



＜日本イギリス哲学会 第56回関西部会例会 報告要旨＞

報告 1：ヒュームにおける「一般規則」の発生論的解釈

澤田 和範

ヒュームが因果推論に関する何らかの認識的規範を擁護し、かつ、自らの哲学探究において利用しているということは、近年では多くのヒューム研究者の共通理解となっている。とくに、ヒュームが掲げる八つの一般規則は、彼自身が「私の論究において使用するのが適切である」と考える『論理』のすべて(T 1.3.15.11)であると宣言したものである。したがって、一般規則とはどのようなものであるかを適切に理解することは、ヒュームの方法論を理解するうえで必要不可欠なことだと言える。

1970年のハーンの研究を嚆矢とする従来解釈では、おもに二種類あるとされる一般規則の相違点に焦点が当てられ、二種類のうち一方が持つ認識的規範性の正当化が問題とされてきた。しかし、ヒュームの「論理」がどのようなものかを理解するためには、むしろ一般規則に共通する本性を明らかにすることが必要である。そこで、本発表では発生論的観点からの分析を試みる。その結果、因果推論に関わる一般規則は少なくとも三種類に区別できること、また、ヒュームの「論理」が蓋然的仮説としての性格を持つことが明らかにされるであろう。

(京都大学大学院 文学研究科 博士後期課程)

報告 2：キリスト教知識普及協会と風紀改良協会の関係性から見たマンデヴィル

甲田 太郎

18世紀英国の思想家バーナード・マンデヴィルの思想を同時代の論争関係から捉え直す際、第3代シャフツベリ伯爵に加えて考察対象となるのは風紀改良協会 the Societies for Reformation of Manners (SRM) であり、申請者はこれまでに SRM の中心人物ジョサイア・ウッドワードの著作分析を行なった。だが、同時代の看過できないもう一つの風紀改良的運動組織として、キリスト教知識普及協会 the Societies for Promoting Christian Knowledge (SPCK) が存在する。

SPCK はウッドワードの著作を配布していたという事実もあり、SRM の一派として包括的に扱われることも多い。だが、SPCK は SPM の推奨する著述運動だけでは不十分と見て、より優れた実行手段として慈善学校運動を進めた。これは、禁止事項の列举を主とするウッドワードとは毛色の違った動きだったと言えるだろう。

本報告は、SPCK と SRM の関係を対立の可能性も含めて捉え直し、両者を区別した上でマンデヴィルとの論争関係を捉え直すことを目指す。

(京都大学大学院 経済学研究科 博士後期課程)

報告 3 : 認識論上の責任は反省的意識の働きに依存するか？

—ヒュームの視点からの責任論—

鵜殿 慧

ヒュームによる信念に関する自然主義的説明は、我々の信念が習慣によって因果的に決定されていることを示唆し、そのことによって、自然的信念に対して我々は認識論上の責任を負うことができない、という問題を提起するよう思われる。Anik Waldow (2009) は、Noah Lemos (2004) の見解に依拠し、知識を獲得できるのは責任ある主体のみであり、また知識を得るために主体は自らの信念形成過程を反省的に制御しなければならない、という立場をヒュームに帰している。その上で、習慣によって生み出された自然的信念は、反省的意識の統制の下で獲得されたものではない故に、知識としての資格を持たない、と主張する。知識の主体を責任ある主体に限定する理論を、一定の留保の下受け入れつつ、本発表は、ヒュームによる自然的信念の説明に責任の概念を適用することによって、自然的信念が知識としての資格を持つ可能性を擁護する。習慣は、我々が責任ある認識主体であることを妨げるどころか、そのような責任能力の基盤となる要素である、と見做されなければならない。さらにヒュームの議論に立脚する形で、非反省的に獲得された信念に適用可能な、認識論的責任についての現代的議論を発展させる。

(京都府立医科大学)